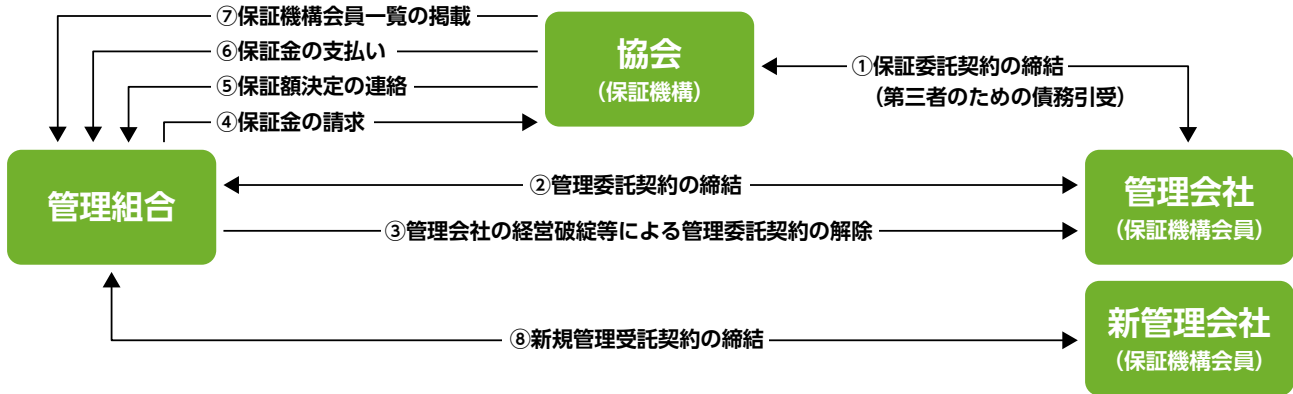


# 管理費等保証制度とは

管理費等保証制度は、一般社団法人マンション管理業協会が「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」第 95 条に規定する指定法人として行う保証制度です。

## 管理費等保証制度のしくみ



## 管理費等保証制度の目的

1

管理会社の経営破綻により管理組合に金銭的被害が発生した場合、被害額をできるだけ軽減すること

具体的には ▶ 被害を受けた管理組合に管理費等一か月分の額を限度額として、金銭被害を保証します

2

大切な管理業務が長期間中断することのないよう被害を受けた管理組合の業務支援をすること

具体的には ▶ 当協会ホームページ上に「保証契約受諾会員一覧」を掲載いたします

### ■ 保証対象管理組合

協会の保証機構に加入している管理会社と管理委託契約を締結している管理組合で、管理会社から保証機構に届出のあった管理組合が保証対象になります。

### ■ 保証する債務

保証期間は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの間です。この期間内に管理会社が倒産等により、管理組合に対し管理費等の返還債務を負うこととなった場合、協会が管理会社に替わって管理費等 1 か月分の額を限度としてその返還債務を履行するものです。

### ■ 協会が保証する管理等の定義

保証の対象となる管理費等とは、管理組合が毎月及び定期的に区分所有者から徴収している管理費、修繕積立金、敷地・共用部分の専用使用料及びその他管理規約に定められた管理に要する費用をいいます。一時的に徴収する工事分担金及び借地料、町会費、CATV 使用料等、毎月及び定期的に徴収していても敷地・共用部分の専用使用料でないものは該当しません。

### ■ 保証委託契約受諾証明の協会ホームページへの掲載

保証機構は、保証対象の管理組合に対する保証委託契約受諾証明を協会ホームページ上に掲載いたします。この閲覧に必要な、管理組合ごとの個別の ID とパスワードについては、管理会社を介し、管理組合に通知されます。

「保証委託契約受諾証明」は毎年更新され、その都度有効期間（保証期間）も更新されます。

#### 管理組合理事長様へのお願い

- ・「保証委託契約受諾証明」の有効期間（保証期間）等内容を確認の上、確認ボタンを押してください。紙で交付を希望する場合には管理会社に「受領書」を提出することが必要です。
- ・「保証委託契約受諾証明」画面の印刷やデータ保存は任意です。



ログインページ  
URL



一般社団法人マンション管理業協会

一般社団法人マンション管理業協会は、昭和 54 年に建設大臣の認可を得て設立されたわが国唯一のマンション管理会社の団体です。平成 13 年 8 月に国土交通大臣より、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」第 95 条に規定する、マンション管理会社の団体（指定法人）として指定を受けております。